

中部電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

1. 中部電力から経済産業省に提出された値上げ認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の「電気料金審査専門小委員会」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
2. 委員会はすべて公開の下9回開催（消費者団体、中小企業団体もオブザーバー参加）。公聴会（平成25年12月26日：名古屋会場）及び「国民の声（106件）」も実施。査定方針案の検討にあたっては、委員が担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ101回、約126時間実施。

中部電力の申請概要

- 今回申請の小売対象原価は2兆4,935億円、現行料金収入は2兆3,309億円、収入不足1,627億円により規制部門で4.95%の値上げを申請（自由化部門で8.44%の値上げ）。

（単位：億円）

	今回申請 (H26~H28) A	前回改定 (H20) B	差引
			C=A-B
人件費	1,682	2,069	▲387
燃料費	12,403	7,514	4,889
修繕費	2,172	2,212	▲40
資本費	3,752	4,350	▲599
減価償却費	2,615	3,056	▲442
事業報酬	1,137	1,294	▲157
購入電力料	1,691	1,837	▲146
公租公課	1,496	1,604	▲108
原子力バックエンド費用	173	334	▲161
その他経費	2,141	2,391	▲251
控除収益	▲495	▲333	▲162
総原価①	25,015	21,979	3,036
接続供給託送収益②	▲80	▲31	▲48
小売対象原価③=①+②	24,935	21,948	2,987
改定前料金収入④	23,309	22,127	1,181
差引過不足⑤=③-④	1,627	-	-

電気料金審査専門小委員会委員

（敬称略）

秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
(委員長) 安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員（CEO）
辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会 常任顧問
永田 高士	公認会計士
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
(委員長代理) 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

電気料金審査専門小委員会の検討の経緯

平成25年 10月29日	中部電力より、電気料金認可申請の提出
第6回（11月7日）	申請事業者からの説明、自治体関係者、消費者団体・ 中小企業関係団体からの意見聴取
第7回（11月14日）	前提計画①（需要想定・供給電力量） 個別の原価①（人員計画、人件費）
第8回（11月26日）	前提計画②（経営効率化計画） 個別の原価②（燃料費、購入・販売電力料、原子力 バックエンド費用）
第9回（12月10日）	個別の原価③（修繕費、スマートメーター関連費用、 その他経費・控除収益） ※以降、委員が2~3人1組になって査定方針案の検討
第10回（12月24日）	個別の原価④（設備投資関連費用、公租公課、費用 の配賦・レートメイク）
12月26日	中部電力値上げに関する公聴会（名古屋会場）
第11回（平成26年1月24日）	公聴会及び国民の声の報告 指摘事項への回答
第12回（2月6日）	検討を深めるべき論点①
第13回（2月26日）	検討を深めるべき論点②
第14回（3月14日）	査定方針案の検討

公聴会について

- ① 平成25年12月26日（木）
名古屋会場
陳述人：20名（当日1名欠席）
傍聴人：78名

「国民の声」について

- ◆ 募集期間：平成25年10月29日から平成25年12月26日
- ◆ 全106件のうち、主な意見：
 1. 原子力発電に関する意見：約62件
 2. 経営効率化に関する意見：約46件
 3. 人件費に関する意見：約31件
 4. 燃料費に関する意見：約14件
 5. 総括原価方式の見直しに関する意見：約6件 等

中部電力の認可申請に係る電気料金審査専門小委員会の査定方針案について

基本的な考え方(概要)

1. 普及開発関係費(公益目的から行う情報提供に係るものを除く)、寄付金及び団体費は原価算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの(交際費、政治献金、書画骨董等)は、原価算入を認めない。(※国が内訳を把握すべき契約先の原価にも同じ方針を適用。)
2. 契約及び法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものは、事実関係や算定方法を確認する。(委員自ら実施)
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。また、申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。

中部電力は申請原価上、コスト削減を求めることが困難な費用を除き、今後契約を締結するものについて、震災前の価格水準から、子会社・関係会社との契約取引に係る一般管理費等の効率化も含めて、平均10.31%(うち子会社・関係会社取引分0.31%)を設備投資等への効率化として織り込んでいる。この効率化の水準は東京電力及び関西電力等の査定水準と同等であり、適当である。

4. 相談役及び顧問等に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設(社宅・寮等であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用は、原価算入を認めない。
5. 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目は、これを踏まえて査定 等

費目、テーマ別の査定方針案(ポイント)

(注)金額は中部電力の申請額(平成26~28年度の平均)であり、査定方針案を反映していない。

(1)人件費 [1,682億円]

従業員の1人当たりの年間給与水準は審査要領に定められた方法に沿って算定が行われているが、一般的な企業の平均値及び類似の公益企業との比較は、平成25年賃金構造基本統計調査を基本として算定する。

(2)燃料費 [1兆2,403億円]

LNGは先行他電力の査定方針と同様に、原価算定期間中に価格改定される契約で最も安価なもの(トップランナー価格)と天然ガス価格リンクを一部反映した価格を併用。

水力の発電電力量について、至近10ヶ年の水力停止率の平均値をもとに再算定することに伴い、火力発電所が稼働減となることによる燃料費の抑制を反映。

(3)購入・販売電力料 [1,431億円]

安定供給に必要な予備力を確保した上で、更なる卸電力取引所の活用が可能であるため、売り・買い入札に係る利益額等を想定し、料金原価に織り込まれている利益額と比較して上回る部分を料金原価から減額。

(4)設備投資関連費用

[2,615億円(減価償却費)、284億円(固定資産除却費)]

空き送電線等不使用設備に係るものについては特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。

(5)事業報酬率 [2.9%, 1,137億円(事業報酬)]

電気料金専門小委員会での査定方針案のとりまとめ日までの2年間を採録期間とするβ値により計算される事業報酬率に照らして、申請における事業報酬率2.9%は妥当。

(6)修繕費 [2,172億円]

配電設備の取替修繕費について、原価算定期間より前に着手することが可能であったものについて、料金原価から減額。

(7)公租公課 [1,496億円]

法令に基づく算定がされており妥当。

(8)バックエンド費用 [173億円]

広告費等は原価算入を認めない。

(9)その他経費・控除収益 [1,857億円(その他経費)、▲235億円(控除収益)]

販売目的の広告費等は原価算入されていないことを確認。また、節電・省エネ推進目的であっても、販売促進的側面の強い費用は原価への算入は認めない。

(10)スマートメーター関連費用 [(再掲)197億円]

スマートメーター通信などへの活用後も、活用できていない部分が生じている光ケーブルの償却費等について、既存の自社設備も含め、料金原価から減額。

(11)費用配賦・レートメイク

規制部門と自由化部門への費用配賦、3段階料金等の料金設定、ピーク対応料金メニューの設定、3時間帯別電灯における機器保有要件の廃止等は妥当。